



平成 30 年 11 月 26 日

各 位

会社名 株式会社 トーカン
代表者名 代表取締役 執行役員社長 永津 嘉人
(コード番号 7648 名証市場第二部)
問合せ先 取締役 専務執行役員 神谷 亨
(TEL 052-681-8218)

決算期（事業年度の末日）の変更及び定款一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、決算期の変更及び定款の一部変更について、平成 30 年 12 月 19 日開催予定の第 69 期定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

1. 決算期変更の理由

当社は平成 30 年 11 月 8 日に公表しております「株式会社トーカンと国分中部株式会社との共同持株会社設立（共同株式移転）に関する統合契約書の締結及び株式移転計画の作成について」のとおり、平成 31 年 4 月 1 日（予定）に国分中部株式会社との共同持株会社設立による経営統合を予定しております。

当社の事業年度は、毎年 10 月 1 日から翌年 9 月 30 日までとしておりますが、共同持株会社との決算月を統一することにより、経営計画の策定、業績管理及び決算事務の効率化を図るため、当社の事業年度を毎年 1 月 1 日から 12 月 31 日に変更いたします。

2. 決算期変更の内容

現 在	毎年 9 月 30 日
変更後	毎年 12 月 31 日

※決算期変更の経過期間となる第 70 期は、平成 30 年 10 月 1 日から平成 31 年 12 月 31 日までの 15 ヶ月決算となる予定です。

なお、当社連結子会社につきましても、同様の変更を行う予定です。

3. 定款の一部変更

変更内容は、次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

現行定款	変更案
(招集の時期) 第11条 当会社の定時株主総会は、 <u>毎年12月にこれを招集し、臨時株主総会は、必要あるときに随時これを招集する。</u>	(招集の時期) 第11条 当会社の定時株主総会は、 <u>毎事業年度終了後3か月以内にこれを招集し、臨時株主総会は、必要あるときに随時これを招集する。</u>
(定時株主総会の基準日) 第12条 当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、 <u>毎年9月30日とする。</u>	(削除)

現行定款	変更案
第13条～第34条 (条文省略)	第12条～第33条 (現行どおり)
(事業年度) 第35条 当社の事業年度は、毎年10月1日から翌年9月30日までの1年とする。	(事業年度) 第34条 当社の事業年度は、毎年1月1日から12月31日までの1年とする。
第36条 (条文省略)	第35条 (現行どおり)
(剰余金の配当の基準日) 第37条 当社の期末配当の基準日は、毎年9月30日とする。 2 当社の中間配当の基準日は、毎年3月31日とする。 3 前2項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。	(剰余金の配当の基準日) 第36条 当社の期末配当の基準日は、毎年12月31日とする。 2 当社の中間配当の基準日は、毎年6月30日とする。 3 前2項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。
第38条 (条文省略)	第37条 (現行どおり)
(新設)	<p><u>附則</u> <u>(事業年度に関する経過措置)</u> 第1条 第34条の規定にかかわらず、第70期事業年度は、2018年10月1日から2019年12月31日までの15か月とする。</p> <p><u>(期末配当の基準日に関する経過措置)</u> 第2条 第36条第1項の規定にかかわらず、第70期事業年度の期末配当の基準日は2019年12月31日とする。</p> <p><u>(中間配当の基準日に関する経過措置)</u> 第3条 第36条第2項の規定にかかわらず、第70期事業年度の中間配当の基準日は2019年3月31日とする。</p> <p><u>(取締役の任期に関する経過措置)</u> 第4条 第18条の規定にかかわらず、2018年12月19日開催の第69期定時株主総会において選任された取締役の任期は、第70期事業年度に関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p><u>(会計監査人の任期に関する経過措置)</u> 第5条 2018年12月19日開催の第69期定時株主総会において選任された会計監査人の任期は、第70期事業年度に関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p><u>(附則の有効期限)</u> 第6条 本附則は第70期事業年度に関する定時株主総会の終結の時をもってこれを削除する。</p>

4. 今後の見通し

決算期変更の経過期間となる第70期(平成30年10月1日から平成31年12月31日まで)の業績見通し及び配当につきましては、平成30年11月8日に公表しております「平成30年9月期決算短信」をご参照下さい。

5. 日程

定款変更のための株主総会開催日 平成30年12月19日(予定)

定款変更の効力発生日 平成31年3月31日(予定)

※本定款変更は、平成30年12月19日開催予定の第69期定時株主総会において当社と国分中部株式会社との共同持株会社設立に関する株式移転議案が承認されること、及び平成31年3月31日の前日までに当該株式移転計画の効力が失われていないこと、並びに当該株式移転が中止されていないことを条件として、上記効力発生日にその効力を生じるものといたします。

以上